附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十二条第四項の改正規定　公布の日

二　第十一条第三項、第十五条から第十八条まで、第十九条第三項及び第二十条第四項の改正規定並びに附則第六条の規定　平成二十五年十月一日

三　別表第一(六)項ロ及びハの改正規定並びに附則第五条の規定　平成二十七年四月一日

（消防用ホース、結合金具及び漏電火災警報器に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に消防法（以下「法」という。）第二十一条の九第一項の規定による表示が付され、又は法第二十一条の二第四項の規定に違反して販売され、販売の目的で陳列され、若しくはその設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用された消防用ホース、結合金具（消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具をいう。次項において同じ。）又は漏電火災警報器については、この政令による改正後の消防法施行令（附則第五条において「新令」という。）第三十七条及び第四十一条の規定にかかわらず、法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等とみなして、法第四章の二第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

2　この政令の施行の際現に法第二十一条の十一第一項の規定による試験を申請し、かつ、同条第三項において準用する法第二十一条の三第三項の規定によりその試験結果が通知されていない消防用ホース、結合金具又は漏電火災警報器の当該試験に係る手数料で既に納付されたものは、返還するものとする。

（住宅用防災警報器に関する経過措置）

第三条　住宅用防災警報器については、平成三十一年三月三十一日までの間は、法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、法第四章の二第一節の規定による検定を受けることを要しないものとし、同条第四項の規定は、適用しない。

（エアゾール式簡易消火具に関する経過措置）

第四条　エアゾール式簡易消火具については、平成二十九年三月三十一日までの間は、法第二十一条の十六の二の規定は、適用しない。

（防火対象物の用途の改正に伴う経過措置）

第五条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ並びに(十)項イに掲げる防火対象物（同表(十)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロ又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ並びに(十)項イに掲げる防火対象物における消火器、簡易消火用具、漏電火災警報器及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十条、第二十二条及び第二十六条の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項ロ及びハ並びに(十)項イに掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ及びハ並びに(十)項イに掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一条、第十二条、第二十一条、第二十一条の二及び第二十三条から第二十五条までの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この政令（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第七条　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第四号まで、第六号から第七号の三まで若しくは第九号から第十一号まで又は同令第四十一条各号」を「第六号まで若しくは第八号から第十号まで又は同令第四十一条第一号から第四号まで」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十九号

消費者安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第四十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第三十三条」の下に「、第三十八条第二項（関係行政機関の長（国務大臣であるものに限る。）に対する情報の提供に係る部分に限る。）」を加え、「から第五項まで」を「、第三項及び第五項から第八項まで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十号

自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十八条及び第七十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「$\frac{25}{10,000}$」を「$\frac{2}{1,000}$」に、「$\frac{K}{K+4}\times\frac{6}{1,000}$」を「$\frac{K}{K+3}\times\frac{3}{1,000}$」に改める。

別表第二中「$\frac{25}{10,000}$」を「$\frac{2}{1,000}$」に改める。